

住民税（市民税・県民税等）申告書の書き方

『1 収入金額等』、『2 所得金額』

○収入金額とは … 所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃貸料など、令和元年（平成 31 年）中に収入を得ることが確定した金額をいいます。

○所得金額とは … 収入金額から、必要経費等（その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額）を差し引いた金額をいいます。

所得の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。「所得の種類」のカタカナ及び丸数字は、申告書表面に対応しています。

所得の種類			所得の概要など	計算方法及び記入方法
事業	営業等	ア／①	販売・飲食・製造・修理・サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・作家・外交員などの自由業や、漁業などの事業から生ずる所得	所得金額＝収入金額－必要経費 所得の種類ごとに収入金額や必要経費などを、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。
	農業	イ／②	農作物の生産、果樹などの栽培又は農家が兼営する家畜類の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得	
	不動産	ウ／③	地代、家賃、アパートの貸付料などによる所得	
	利子	エ／④	公社債及び預貯金の利子、貸付信託などの分配金から生ずる所得	所得金額＝収入金額
	配当	オ／⑤	株式、出資などの配当による所得 ※上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができます。	所得金額＝収入金額－株式等取得のための負債の利子 種類などを、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に記入してください。
	給与	カ／⑥	俸給、給与、賞与などの所得（パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。） ◎源泉徴収票を添付してください。	給与所得の計算は、4 ページをご覧ください。 日給などで源泉徴収票のない方は、収入の内訳などを申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。
雑	公的年金等	キ／⑦	国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給などの所得 ◎源泉徴収票を添付してください。	雑所得の計算は、4 ページをご覧ください。 障害年金や遺族年金などの所得は、「17 非課税所得に関する事項」に記入してください。 その他の雑所得の収入金額や必要経費などは、申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。
	その他	ク／⑦	生命保険契約等に基づく年金、互助年金、原稿料、印税、講演料、賃金利子など他の所得にあてはまらない所得	
総合譲渡	短期	ケ／⑧	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後 5 年以内に譲渡したもの	収入金額や必要経費などを申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して、所得金額を計算してください（特別控除額は原則として 50 万円です）。 なお、計算した所得金額を イの金額 → 申告書表面のケ ロの金額 → 申告書表面のコ ハの金額 → 申告書表面のサ ニの金額 → 申告書表面の⑧ にそれぞれ記入してください。
	長期	コ／⑧	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後 5 年を超えてから譲渡したもの	
	一時	サ／⑧	クイズなどの賞金、懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得	
	合計	⑨	上記①～⑧の金額の合計額を記入してください。	

※その他の所得がある方は、税務課へお尋ねください。

『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』、『4 所得から差し引かれる金額』

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。「所得控除の種類」の丸数字は、申告書に対応しています。

所得控除の種類	控除の条件など	控除額
⑩ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために健康保険料、国民健康保険税・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。 ◎支払いをした旨の証明書又は領収書を提示又は添付してください。	支払った金額
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済（旧第 2 種共済契約を除きます。）制度及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 ◎支払った掛金の証明書（原本）を添付してください。	
⑫ 生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料及び介護医療保険料、あなたやあなたの配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合に控除されます。 ◎旧契約の一般の生命保険料で、支払った保険料が一契約 9,000 円を超える場合には、証明書（原本）を添付してください。 ◎その他の保険料については、支払金額の多少にかかわらず証明書（原本）を添付してください。	4 ページ参照

所得控除の種類		控除の条件など		控除額
⑬	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。 ◎金額の多少にかかわらず証明書を添付してください。		5 ページ参照
⑭	寡婦（寡夫）控除	寡婦	次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合 (ア)夫と死別・離婚した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で、扶養親族※1や令和元年（平成 31 年）中の総所得金額等※2 が 38 万円以下の生計を一にする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く。）がいる人 (イ)夫と死別した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 500 万円以下の人 ※寡婦（寡夫）控除及び死別、離婚等の別を口にチェックしてください。	26 万円
			上記(ア)に該当する人で、扶養親族※1 である子があり、かつ、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 500 万円以下の人	30 万円
		寡夫	妻と死別・離婚した後再婚をしていない人又は妻が生死不明などの人で、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 500 万円以下であり、かつ、総所得金額等※2 が 38 万円以下の生計を一にする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く。）がいる人 ※寡婦（寡夫）控除及び死別、離婚等の別を口にチェックしてください。	26 万円
⑮	勤労学生控除	あなたの令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 65 万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が 10 万円以下の学生・生徒などである場合 ※口にチェックして、学校名を記入してください。 ◎在学証明書を提示又は添付してください。		26 万円
⑯	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族※1 で、心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている人、及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人		
		障害者	身体障害者手帳 3 ～ 6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 ・ 3 級 程度など	26 万円
		特別障害者	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級 程度など	30 万円
		同居特別障害者	特別障害者であなたやあなたの配偶者、又はあなたと生計を一にするその他の親族のどなたかと同居を常況としている人	53 万円
		※該当する方の氏名・個人番号・障害の程度を記入してください。特別障害者に該当する場合は、氏名を○で囲ってください。 ※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。 ◎高齢介護課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、認定書を提示又は添付してください。		
⑰	配偶者控除	あなたの、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 38 万円以下の場合 ※配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「1 2 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
		上記に該当する配偶者で、年齢 70 歳以上の人（昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人）		
		※あなたの、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 1,000 万円超えで、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の令和元年中の合計所得金額※3 が 38 万円以下の場合は、同一生計配偶者の口にチェックしてください。		
⑱	配偶者特別控除	あなたの令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 38 万円を超え 123 万円以下の場合 ※配偶者の氏名・生年月日・個人番号・配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「1 2 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
⑲	扶養控除	あなたと生計を一にする、令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額※3 が 38 万円以下の親族（事業専従者を除く）を扶養している場合 ※該当する人の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分（該当の口にチェックしてください。）、続柄、控除額を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「1 2 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
		一般の控除対象扶養親族	年齢 16 歳以上 19 歳未満の人(平成 13 年 1 月 2 日から平成 16 年 1 月 1 日までに生まれた人)及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人(昭和 25 年 1 月 2 日から平成 9 年 1 月 1 日までに生まれた人)	33 万円
		特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 9 年 1 月 2 日から平成 13 年 1 月 1 日までに生まれた人)	45 万円
		老人扶養親族	年齢 70 歳以上の人(昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人)	38 万円
		同居老親等	年齢 70 歳以上の人のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、同居を常況としている人	45 万円
16 歳未満の扶養親族（控除対象外）		あなたに平成 16 年 1 月 2 日以降に生まれた扶養親族がいる場合 ※市民税・県民税の非課税判定等は 16 歳未満の扶養親族の数を含めて行いますので、該当する方の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分（該当の口にチェックしてください。）、続柄を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「1 2 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		

所得控除の種類		控除の条件など	控除額
㉔	基礎控除	一律に受けられる控除です。	33 万円
㉕	⑩から㉔までの計	上記⑩～㉔の金額の合計額を記入してください。	
㉖	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難・横領にあった場合 ◎災害時に関連してやむを得ない支出をした金額についての証明書を添付してください。	5 ページ参照
㉗	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合 ◎「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。	5 ページ参照
㉘	合計(㉕+㉖+㉗)	㉕+㉖+㉗の金額の合計額を記入してください。	

※1 扶養親族 … 16 歳未満の人（平成 16 年 1 月 2 日以降生まれ）を含みます。

※2 総所得金額等 … 損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑨）と、分離課税の所得金額（特別控除がある場合は特別控除前の金額）を合算した金額をいいます。

※3 合計所得金額 … 上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。

『5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和 2 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法』

あなたに、給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）かを選択できます（令和 2 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法を選択できます。）。希望する方法の□にチェックしてください。

『11 事業専従者に関する事項』

あなたと生計を一にする配偶者や 15 歳以上（平成 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人）の親族のうち、あなたの事業に令和元年（平成 31 年）の 1 年間のうち 6 ヶ月を超える期間専ら従事していた人がある場合に、その人の氏名、続柄、生年月日、個人番号、専従者給与（控除）額、従事月数を記入してください。

なお、白色申告の場合は、その事業専従者 1 人につき、次のうちいずれか少ない方の金額を専従者給与（控除）額に記入してください。

- ・配偶者は 860,000 円、その他の人は 500,000 円
- ・（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）

『13 事業税に関する事項』

事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。

詳しくは、西濃県税事務所（0584-73-1111）にお尋ねください。

『14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項』

上場株式等の配当等で、支払時において住民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得がある方が、それらの所得を含めて申告し、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

『15 寄附金に関する事項』

あなたが、令和元年（平成 31 年）中に次の団体に対して行った寄附の合計額が 2,000 円を超える場合、該当する欄にそれぞれ記入してください。

- ・都道府県、市区町村分 … 都道府県、市町村又は特別区に対しての寄附
- ・住所地の共同募金会、日赤支部分 … あなたの所在地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対しての寄附
- ・条例指定分（都道府県） … 岐阜県が条例で指定する公益財団法人及び認定 N P O 法人に対しての寄附
- ・条例指定分（市区町村） … 岐阜県及び海津市が条例で指定する認定 N P O 法人に対しての寄附

『所得がなかった方の記載欄』

令和元年（平成 31 年）中に所得がなかった人は、該当する欄に生活状況などを記入してください。

所得・所得控除計算表

次の表にあてはめて計算した金額を申告書の該当欄に転記してください。所得・所得控除の丸数字は、申告書に対応しています。

⑥ 給与所得の計算

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---

申告書の「1収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。「A」の金額を下の表にあてはめて計算し、申告書の「2所得金額」の⑥にその金額を転記してください。

Aの金額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から 1,618,999円まで	(A-650,000円) 円
1,619,000円から 1,619,999円まで	969,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	970,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	972,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	974,000円

Aの金額	給与所得の金額
1,628,000円から 1,799,999円まで	B (B×2.4) 円
1,800,000円から 3,599,999円まで	A÷4 (千円未満の端数切捨) 円
3,600,000円から 6,599,999円まで	,000円 (B×3.2-540,000円) 円
6,600,000円から 9,999,999円まで	(A×0.9-1,200,000円) 円
10,000,000円から	(A-2,200,000円) 円

⑦ 雑所得の計算

A	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

申告書の「1収入金額等」のキに「A」の金額を転記してください。

昭和30年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	
Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額
700,000円まで	0円
700,001円から 1,299,999円まで	(A-700,000円) 円
1,300,000円から 4,099,999円まで	(A×0.75-375,000円) 円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(A×0.85-785,000円) 円
7,700,000円から	(A×0.95-1,555,000円) 円

昭和30年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	
Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額
1,200,000円まで	0円
1,200,001円から 3,299,999円まで	(A-1,200,000円) 円
3,300,000円から 4,099,999円まで	(A×0.75-375,000円) 円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(A×0.85-785,000円) 円
7,700,000円から	(A×0.95-1,555,000円) 円

申告書の「1収入金額等」のクに「C」の金額を転記してください。

C	その他の雑所得の収入金額	円	E	C-D (差引金額)	円
D	必要経費	円	F	B+E (赤字のときは0円)	雑所得 円

申告書の「2所得金額」の⑦に「F」の金額を転記してください。

⑫ 生命保険料控除の計算

保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑫に「O」の金額を転記してください。

【新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日までに締結した保険契約等】

一般の生命保険料			個人年金保険料			介護医療保険料		
A	新契約に係る保険料(合計)	円	F	新契約に係る保険料(合計)	円	K	介護医療保険料(合計)	円
B	Aを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高28,000円) 円	G	Fを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高28,000円) 円	L	Kを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高28,000円) 円
C	旧契約に係る保険料(合計)	円	H	旧契約に係る保険料(合計)	円	M	DとEのいずれか大きい方の金額	円
D	Cを計算式②にあてはめて計算した金額	(最高35,000円) 円	I	Hを計算式②にあてはめて計算した金額	(最高35,000円) 円	N	IとJのいずれか大きい方の金額	円
E	B+D	(最高28,000円) 円	J	G+I	(最高28,000円) 円	O	L+M+N	生命保険料控除(最高7万円) 円

計算式①(新契約用)	
A、FまたはKの金額	控除額の計算式
12,000円まで	(A、FまたはK)の全額
12,001円から32,000円まで	(A、FまたはK)×0.5+6,000円
32,001円から56,000円まで	(A、FまたはK)×0.25+14,000円
56,001円から	一律28,000円

計算式②(旧契約用)	
CまたはHの金額	控除額の計算式
15,000円まで	(CまたはH)の全額
15,001円から40,000円まで	(CまたはH)×0.5+7,500円
40,001円から70,000円まで	(CまたはH)×0.25+17,500円
70,001円から	一律35,000円

⑬ 地震保険料控除の計算

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑬に「E」の金額を転記してください。

A	地震保険料（合計）	円	旧 長期 損害 保険 料	B の金額	D 旧長期損害保険料の控除額
B	旧長期損害保険料（合計）	円		5,000 円まで	(B の金額) 円
地震 保険 料	A の金額	C 地震保険料の控除額		5,001 円から 15,000 円まで	(B×0.5+2,500 円) 円
	50,000 円まで	(A×0.5) 円		15,001 円から	10,000 円
	50,001 円から	25,000 円	E	C + D	地震保険料控除（最高 25,000 円） 円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、AかBのいずれか一方でしか控除できません。

⑰～⑱ 配偶者（特別）控除の計算

パートタイムなど給与収入のみの場合は、「⑥給与所得の計算」の表により計算した金額が「A」になります。

A	配偶者の合計所得金額	円	→	⑳配偶者特別控除を受ける場合は、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑰～⑱配偶者控除・配偶者特別控除の「配偶者の合計所得金額」に「A」の金額を転記してください。 ※⑰配偶者控除を受ける場合は、記入する必要はありません。
---	------------	---	---	---

「A」の金額を次の対応表にあてはめ、控除額を申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑰または⑱に転記してください。

個人住民税における配偶者（特別）控除額の対応表

区分	A (配偶者の合計所得金額)		あなたの合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下	1,000 万円超え
配偶者控除	一般	38 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	対象外
	老人（70 歳以上）	38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除	38 万円超え 85 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円	
	85 万円超え 90 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円	
	90 万円超え 95 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円	
	95 万円超え 100 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円	
	100 万円超え 105 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円	
	105 万円超え 110 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円	
	110 万円超え 115 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円	
	115 万円超え 120 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円	
	120 万円超え 123 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円	
	123 万円超え		対象外			

※あなたの令和元年（平成 31 年）中の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合は、配偶者控除および配偶者特別控除を受けられません。
※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

⑳ 雑損控除の計算

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉔に「I」の金額を転記してください。

A	損害金額（合計）	円	F	C - E	円
B	保険金などで補填される金額	円	G	C のうち災害関連 支出の金額	円
C	A - B（差引損失額）	円	H	G - 50,000 円	円
D	申告書㉑の金額	円	I	F と H のいずれか 多い方の金額	雑損控除 円
E	D × 0.1	円			

㉑ 医療費控除の計算

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉕に「L」の金額を転記してください。

通常の医療費控除			セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）		
A	支払った医療費	円	H	支払った金額	円
B	保険金などで補填される金額	円	I	保険金などで補填される金額	円
C	A - B（差引金額）	円	J	H - I（差引金額）	円
D	申告書㉑の金額	円	K	J - 12,000 円	(最高 88,000 円) 円
E	D × 0.05	円			
F	E と 100,000 円のいずれか 少ない方の金額	円			
G	C - F	(最高 200 万円) 円	L	G と K のいずれか 大きい方の金額	医療費控除 円